証券コード　７３６８
2022年６月８日

株　主　各　位

名古屋市中村区名駅四丁目２番11号
表　示　灯　株　式　会　社
代表取締役社長　佐　々　木　真　郎

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、ご来場を見合わせいただく場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年６月23日（木曜日）午後５時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　　時　2022年６月24日（金曜日）午前10時30分　（受付開始 午前10時）

２．場　　　所　愛知県名古屋市中村区名駅三丁目21番７号
名古屋三交ビル２階　Tsudoico（ツドイコ）名駅東
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目 的 事 項

報 告 事 項　第56期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役９名選任の件

第３号議案　退任取締役に対し退職功労金及び弔慰金贈呈の件

以　上

◎お願い　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎お知らせ　株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.hyojito.co.jp/）に掲載させていただきます。

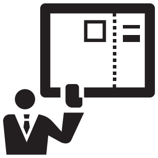

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2022年６月24日（金曜日）
午前10時30分(受付開始：午前10時)

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年６月23日（木曜日）
午後５時45分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年６月23日（木曜日）
午後５時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

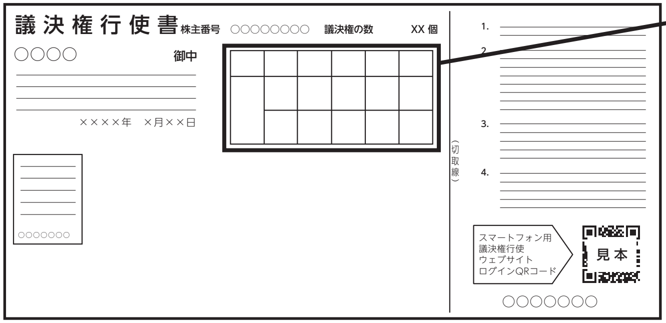

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・３号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

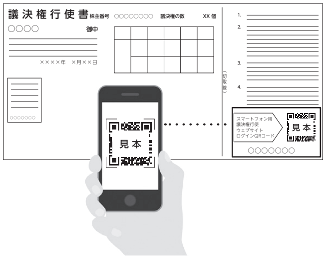

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は 1 回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

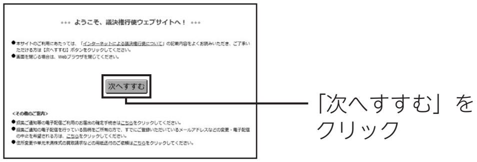

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

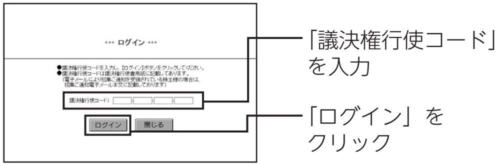

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

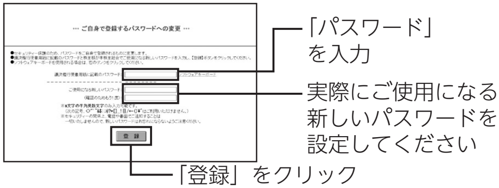

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
スマートフォンやパソコンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120−652−031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00〜21：00）

（提供書面）

事　業　報　告

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。この結果、前事業年度と収益の会計処理が異なることから、 以下の事業の経過及び成果に関する説明において前期比（%）、増減額および増減率（%）を記載せずに説明しております。

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により依然として厳しい状況が続いておりましたが、ワクチン接種の進展や政府・自治体の諸施策の効果などにより新規感染者が徐々に減少し、緊急事態宣言解除後には段階的な経済活動の再開により一部で持ち直しの動きがみられました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の動向に加え、物価上昇圧力の高まり、ウクライナ情勢の緊迫化による影響など、先行きは不透明な状況が続いております。

広告業界（注）においては、今年２月の広告業売上高は、前年同月比101.9%と昨年４月以降の回復基調を概ね維持しており、屋外広告においても同124.2%となっていますが、交通広告は同95.4%と回復の遅れが見られます。

当社におきましては、病院、寺社、コミュニティバス、番号案内での新規媒体開発を推進する一方、ＤＸでの業務効率化・リモート営業の拡大に努めてまいりましたが、コロナ禍による広告需要の回復の遅れに加え、新規媒体設置の遅れや営業活動の制約は否めず、特にサイン事業におけるオリンピック特需の一巡や鉄道関連等当社顧客層の設備投資抑制の影響が大きく、本格回復には至らない状況が続きました。

以上の結果、当事業年度の売上収益は9,676百万円、営業利益は724百万円、経常利益は754百万円、当期純利益は391百万円となりました。

（注）「特定サービス産業動態統計調査」（経済産業省）によります。

セグメントごとの経営成績は以下のとおりであります。

(ナビタ事業)

毎年、地図・広告を最新版に更新しており掲出期間を１年毎としているため、更新後１年間にわたり収益が計上されます。したがって、当事業年度における収益の多くは、新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きかった2021年３月期における契約による収益が反映されます。このため、病院、寺社、コミュニティバス、番号案内での新規媒体開発を推進するとともに、新規顧客や顧客業種の拡大にも注力しましたが、売上収益は7,974百万円、営業利益は1,093百万円となりました。

(アド・プロモーション事業)

広告需要の回復の兆しが見られましたが、「収益認識会計基準」の適用により、代理人取引について純額表示をした結果、売上収益は607百万円となり、営業利益は53百万円となりました。

(サイン事業)

東京オリンピックに関連した駅関連工事が一巡するとともに、新型コロナウイルスの飛沫感染防止のためのアクリル板「安心ガード」等の販売も一巡したことから、売上収益は1,093百万円、営業利益は9百万円となりました。

事業別売上収益

事業区分	第55期 (2021年３月期) (前事業年度)		第56期 (2022年３月期) (当事業年度)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
ナビタ事業	8,424	63.6	7,974	82.4
アド・プロモーション事業	2,082	15.7	607	6.3
サイン事業	2,730	20.6	1,093	11.3
合計	13,237	100.0	9,676	100.0

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は751百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ．当事業年度中に取得した主要設備

駅他周辺案内図用設備	686百万円
ソフトウェア	22百万円
その他広告媒体設備	5百万円

ロ．当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

駅他周辺案内図用設備	23百万円

③ 資金調達の状況

当社は、2021年４月７日付で東京証券取引所市場第二部（現スタンダード市場）に株式上場し、一般募集（ブックビルディング方式による募集）及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額1,541百万円の資金調達を行いました。

⑵　財産及び損益の状況

区　　　　　分	第 53 期 (2019年３月期)	第 54 期 (2020年３月期)	第 55 期 (2021年３月期)	第 56 期 (当事業年度) (2022年３月期)
売　　上　　高(千円)	12,116,179	13,065,401	13,237,395	－
売　上　収　益(千円)	－	－	－	9,676,056
経　常　利　益(千円)	1,129,509	1,204,513	1,460,018	754,246
当 期 純 利 益(千円)	821,794	807,184	984,297	391,698
１株当たり当期純利益（円)	211.41	207.65	253.21	83.46
総　　資　　産(千円)	11,250,326	12,065,055	12,778,823	13,512,765
純　　資　　産(千円)	4,567,311	5,173,580	6,031,800	7,490,993
１株当たり純資産（円)	1,174.95	1,330.91	1,551.69	1,587.01

(注)　１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

２．１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

３．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当会計基準等を適用した後の数値となっております。また、前事業年度まで損益計算書において表示していた「売上高」については、より適切な表示の観点から検討した結果、当事業年度から「売上収益」として表示することとしました。

⑶　対処すべき課題

当社が当面対処すべき課題としては下記の７点があります。

①　Web商品の強化、開発

ナビタ事業においても、デジタルサイネージ導入による多言語化（英語、中国語、韓国語等）、サービスの高機能化（動画による伝達情報量の拡大）、競争力の強化が必要と考え対応しております。特に多言語化については、インバウンド回復のタイミングを見据え対応を進めたいと考えております。また、デジタルサイネージ化の流れの延長線上にあるWeb商品への対応も必要不可欠です。当社においてもナビタと連動したe-ナビタから業態に特化したTAXFREESHOPS.JP、e-グルメ、目的地までの道案内機能を持つ（ここからGO!）等のサービスを提供しておりますが、Web商品の強化は喫緊の課題と考えております。今年度上期には医療分野におけるWeb商品を開発し、リリースする予定です。今後もWeb関連ビジネスの推進を目的に経験ある人材の登用により体制強化を進めてまいります。

②　人材の育成

今後業績を維持、成長させていくためにも人材の採用・育成は不可欠です。営業担当社員への実績管理により教育のみならず、ロールプレイング研修、モバイル端末を利用した営業ツールの共有、同行営業等を行い、営業力のボトムアップを行います。また、業務管理担当社員に対しては、研修を含め各自の業務処理能力に合わせてのスキルアップを行います。

③　システム強化による効率化の推進

売上規模拡大、提供サービス増加に伴い管理部門の強化が必要となりますが、システム化等の業務効率化の整備を進めることで、必要人員を検証し適正な人員数を目指しております。そのための基幹システムの改修を進めております。

④　ナビタ事業におけるスポンサーへのアド・プロモーション商材の提案営業

アド・プロモーション事業は、現在も駅構内の看板や車両広告を中心に、全国規模のネットワークや、ナビタ事業におけるスポンサー・自治体とのつながり等、当社独自の強みを生かし事業を進めておりますが、ナビタ事業におけるスポンサーへのアド・プロモーション商材の提案営業に一層注力していきます。今後、複数設置しているナビタ媒体へ一括して広告掲出を行うニーズ等も想定されることから従来の個々の店舗への営業にとどまらず本社向け営業を強化しナショナルクライアント（全国的な知名度、ブランドを持つ企業）の獲得を目指します。

⑤　ナビタ事業におけるロケーションオーナーへのサイン商材の提案営業

　サイン事業は、鉄道会社を中心とした受注活動を行っております。ナビタ事業におけるロケーションオーナーである自治体や地域の中核病院向けに施設利用者の利便性向上のみならず、地域の安心安全に資する防災関連等のサイン商材の提案営業に注力していきます。

⑥　テレワークの推進

　新型コロナウイルスのような感染症の流行・自然災害時においても、事業活動を存続させるためテレワークに対応できる管理体制構築を進めております。VPN環境を設定したノートPCを標準化する等の対応を行い、また、営業活動においてもWeb営業への取り組みを継続し、更なるテレワークへの対応を進めます。

⑦　プラットフォームを活かした新規ビジネス

　様々な業種に広がるナビタ事業におけるスポンサーとのネットワークや自治体・病院・鉄道会社等のロケーションオーナーとのネットワークを活かした新しいサービス提供を行うため自社開発にこだわらず、様々な企業との業務提携やM&Aも検討して参ります。プラットフォーム内に蓄積された情報をもとに新規ビジネスを創出することで、ライフスタイルナビゲーターとしての役割を担える存在を目指します。

⑷　**主要な事業内容**（2022年３月31日現在）

事　業　区　分	事　業　内　容
ナ　ビ　タ　事　業	駅周辺、自治体、交番、運転免許試験場等へのインフォメーションマップ「ナビタ」の企画、制作
アド・プロモーション事業	交通広告、屋外広告、新聞雑誌広告、その他広告媒体の企画、制作、取扱
サ　イ　ン　事　業	環境、交通、公共施設、商業施設、誘導案内サインの企画、開発、設計、施工

⑸　**主要な営業所及び工場**（2022年３月31日現在）

名　古　屋　本　社	名古屋市中村区名駅四丁目２番11号
東　京　本　社	東京都港区南青山五丁目12番22号
東　京　支　社	東京都港区南青山五丁目12番22号
関　東　支　社	東京都渋谷区渋谷三丁目１番６号
大　阪　支　社	大阪市中央区備後町四丁目２番10号
名　古　屋　支　社	名古屋市中村区名駅四丁目２番11号
札　幌　支　社	札幌市中央区大通西四丁目１番地
福　岡　支　社	福岡市中央区天神二丁目14番８号
仙　台　支　社	仙台市青葉区中央四丁目10番３号
広　島　支　店	広島市中区八丁堀15番６号
金　沢　支　店	金沢市広岡一丁目１番18号
静　岡　支　店	静岡市葵区黒金町11番地の７
四　国　支　店	高松市番町一丁目６番６号
盛　岡　支　店	盛岡市盛岡駅前通１番41号
新　潟　支　店	新潟市中央区東大通二丁目１番地20
横　浜　営　業　所	横浜市中区花咲町１番２号
京　都　営　業　所	京都市中央区御池通室町西入西横町167番１号
長　野　営　業　所	長野市大字栗田1009-２
ナビタソリューションセンター	名古屋市中村区名駅四丁目２番11号

（注）１．関東支社は、2021年９月６日をもって渋谷区渋谷一丁目から同区渋谷三丁目に移転しております。

２．盛岡支店は、2022年４月１日をもって盛岡市盛岡駅前通１番から同市盛岡駅前通３番に移転しており、名称を変更し、盛岡営業所となりました。

⑹　**従業員の状況**（2022年３月31日現在）

①　事業区分別の従業員の状況

事業区分	従業員数（名）	前事業年度末比増減
ナビタ事業	208　(－)	－　　(－)
アド・プロモーション事業	24　(1)	２名減　(１名増)
サイン事業	17　(－)	２名増　　(－)
全社（共通）	207　(25)	11名増　(１名増)
合計	456　(26)	11名増　(２名増)

（注）１．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．「全社（共通）」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

②　当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
456（26）名	11名増（２名増)	44.8歳	8.3年

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑺　**主要な借入先の状況**（2022年３月31日現在）

該当事項はありません。

⑻　その他会社の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2021年４月７日付で、当社株式は東京証券取引所市場第二部（現スタンダード市場）に上場いたしました。

2．株式の状況（2022年３月31日現在）

⑴　**発行可能株式総数**　15,500,000株

⑵　**発行済株式の総数**　4,720,245株（うち自己株式45株）

（注）１．2021年４月６日を払込期日とする公募増資により、発行済株式の総数は650,000株増加しております。
２．2021年５月７日を払込期日とする第三者割当による募集株式の発行により、発行済株式の総数は183,000株増加しております。

⑶　**株主数**　2,298名

⑷　**大株主（上位10名）**

株主名	持株数（株）	持株比率(%)
喜平会株式会社	1,024,020	21.69
HKO株式会社	500,000	10.59
YKT株式会社	500,000	10.59
TYシエル株式会社	423,725	8.97
MKT株式会社	366,795	7.77
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C	153,900	3.26
吉田大士	135,345	2.86
栗本肇	132,500	2.80
野田賢次郎	130,000	2.75
楽天証券株式会社	118,800	2.51

（注）持株比率は自己株式（45株）を控除して計算しております。

3．会社役員の状況

⑴　取締役及び監査役の状況（2022年３月31日現在）

会社における地位	氏　　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐々木真郎	営業本部長
取締役副社長	栗本　勉	生産本部長
取締役会長	吉田大士	
取締役副会長	栗本　肇	
取締役	永井東一	管理本部長
取締役	髙岡次郎	株式会社アタックス　最高顧問
取締役	白木和夫	株式会社シロキホールディングス　代表取締役社長 株式会社シロキ　取締役会長 シロキコーポレーション株式会社　取締役
取締役	那須國宏	那須・岩﨑法律事務所　所長弁護士 東海旅客鉄道株式会社　社外監査役
常勤監査役	橋本幸夫	
監査役	田嶋好博	田嶋・水谷法律事務所　所長弁護士 岐建株式会社　社外監査役 株式会社エイチーム　社外監査役
監査役	大隈圀彦	

（注）１．取締役髙岡次郎氏、取締役白木和夫氏及び取締役那須國宏氏は、社外取締役であります。
　　　２．監査役田嶋好博氏及び監査役大隈圀彦氏は、社外監査役であります。
　　　３．社外取締役髙岡次郎氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
　　　４．社外取締役那須國宏氏及び社外監査役田嶋好博氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

5．当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
佐々木真郎	代表取締役副社長 営業本部長	代表取締役社長 営業本部長	2022年1月13日

6．当事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
佐々木真郎	代表取締役社長 営業本部長	代表取締役社長	2022年4月1日
栗本勉	取締役副社長 生産本部長	取締役副会長	2022年4月1日
永井東一	取締役 管理本部長	取締役副社長 管理本部長	2022年4月1日
	取締役副社長 管理本部長	取締役副社長 管理本部長 生産本部長	2022年5月1日

7．当社は、社外取締役白木和夫氏、社外取締役那須國宏氏及び社外監査役大隈圀彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵　事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
上田正剛	2022年1月5日	逝去	代表取締役社長

⑶　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

⑷　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約（Ｄ＆Ｏ保険）を締結しております。当該保険契約では、当社が負う有価証券損害賠償費用、訴訟費用、不祥事が発生した場合の第三者委員会設置費用等に加え、被保険者が会社の役員等の地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役、執行役、執行役員等であります。なお、保険料は当社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

⑸　取締役及び監査役の報酬等

①　当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	員数(名)	報酬等の種類別の額				計(千円)
		固定報酬(千円)	業績連動報酬等(千円)	非金銭報酬等(千円)	退職功労金(千円)	
取締役 (うち社外取締役)	9 (3)	171,600 (13,650)	20,574 (－)	－ (－)	3,600 (－)	195,774 (13,650)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	22,350 (10,350)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	22,350 (10,350)
合計 (うち社外役員)	12 (5)	193,950 (24,000)	20,574 (－)	－ (－)	3,600 (－)	218,124 (24,000)

（注）１．退職功労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

２．取締役の報酬限度額は、2018年６月28日開催の第52回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、16名（うち、社外取締役は２名）です。

３．監査役の報酬限度額は、2018年６月28日開催の第52回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名（うち、社外監査役は２名）です。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年４月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について役員報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、役員報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益に資する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

b．基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

c．業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益に対する一定の比率に応じて算出された額を個別に設定された配分比率に応じて配分額を決定し、12分割のうえ、毎月同額を支給する。当該指標を選択した理由は、当該指標が事業の儲けを示している重要な指標であり、経営の成果として適切であると判断しているためであります。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するように設定し、適宜、環境の変化に応じて役員報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。前事業年度の営業利益は1,343百万円となります。

d．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模を有する企業や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、役員報酬委員会において検討を行う。

取締役会は役員報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬及び報酬算定の比率によって算出される取締役の個人別の報酬の内容を決定することとする。

e．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定は、決定の透明性を確保するため独立性の高い任意の役員報酬委員会に原案を諮問し答申を得た上で、当該答申の内容を尊重

して、取締役会において個人別の報酬等の内容を決定しております。

⑹ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役髙岡次郎氏は、株式会社アタックスの最高顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 取締役白木和夫氏は、株式会社シロキホールディングスの代表取締役社長、株式会社シロキの取締役会長及びシロキコーポレーション株式会社の取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- 取締役那須國宏氏は、那須・岩﨑法律事務所の所長弁護士、東海旅客鉄道株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- 監査役田嶋好博氏は、田嶋・水谷法律事務所の所長弁護士、岐建株式会社の社外監査役及び株式会社エイチームの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役 髙 岡 次 郎	当事業年度に開催された取締役会19回、役員報酬委員会２回及びコンプライアンス委員会４回の全てに出席いたしました。出席した取締役会等において、公認会計士としての専門的見地から、積極的に意見を述べており、経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 白 木 和 夫	当事業年度に開催された取締役会19回、役員報酬委員会２回及びコンプライアンス委員会４回の全てに出席いたしました。出席した取締役会等において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、積極的に意見を述べており、経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 那 須 國 宏	当事業年度に開催された取締役会19回、役員報酬委員会２回及びコンプライアンス委員会４回の全てに出席いたしました。出席した取締役会等において弁護士としての専門的見地から、積極的に意見を述べており、経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 田 嶋 好 博	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 大 隈 圀 彦	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

4．会計監査人の状況

⑴　**名称**　　　　　　　　　　仰星監査法人

⑵　**報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶　**非監査業務の内容**

該当事項はありません。

⑷　**会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸　**責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

5．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

内部統制に関する基本方針

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、企業の存続と発展のためにはコンプライアンスの徹底が不可欠なものであると認識し、企業活動において求められるあらゆる法令等の遵守と、高い倫理観に立って、公正かつ透明性の高い企業活動を行う。

ロ．取締役は、取締役相互において法令および定款への適合性を監視するとともに、毎月の定時取締役会において、各々委嘱された職務の執行状況を報告する。

ハ．取締役は、事業所長より職務執行状況の報告を定期的に受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認する。

ニ．当社は、公共の秩序や市民社会の安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、一切の関係を持たない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る文書、その他の情報について「文書管理規程」および「情報セキュリティ管理規程」等の、社内規程に従って適切に保存、および管理する。また、必要に応じて保存および管理状況の検証、見直しを行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大な影響をおよぼす恐れのある損失の危険をリスクと定め、リスクを未然に防止するとともに、万一、リスクが顕在化した時には迅速かつ的確な施策が実施できるように、「リスク管理規程」を整備し、リスク管理体制を構築する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は、毎月１回以上開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締役以下の職務執行の状況を監督する。

ロ．職務の執行に関しては「職務権限表」により意思決定の対象範囲と決定権限者を定め、「稟議規程」に基づき手続きの適正を確保する。

ハ．内部監査室は、公正かつ独立の立場で業務の執行状況を監視し、的確な現状把握と建設的な助言により、取締役の職務執行が効果的に行われる体制を確保する。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、その職務の執行の補助者を必要とするときは、まず、内部監査室に監査役の職務の執行の補助を委嘱する。なお、不足する場合には、別途直属の使用人を配置し監査業務を補助する。

⑥　前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めにより、内部監査室を監査役補助者として配置した場合は、内部監査室に対する異動、懲戒、人事考課等については監査役の意見を聞き、これを尊重する。また、直属の使用人を配置した場合の使用人に対する異動、懲戒、人事考課等についても監査役の意見を尊重するものとする。

⑦　取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、「監査役会規程」に従い、監査役の要請に応じて下記の事項の報告および情報提供を行うものとする。

イ．重要な社内会議で決議された事項。

ロ．当社の業務または業績見込みの内容。

ハ．当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更。

ニ．内部監査の状況、およびリスク管理に関する重要な事項。

ホ．法令違反、もしくは不正行為の事実、苦情など。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．取締役および使用人は、監査役から監査業務執行に関する事項の報告、調査を求められた場合は、速やかに当該事項について報告する体制を確保する。

ロ．監査役は、会計監査人および内部監査室との間で密接な連携を保ち、監査役監査に必要な情報の提供を受ける。

ハ．監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会等、重要な会議に出席する。

内部統制システムの運用状況の概要

内部統制システムを適正に運用するため、当社は取締役会、経営会議を毎月定期的に開催し内部統制システムの運用状況を確認する体制を取っております。また、会議には監査役も毎回出席し意見を述べております。

６．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

７．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主への利益還元を経営の最重要課題と考えており安定的な配当に配慮するとともに、業績を反映した利益還元を基本とし、かつ長期的視点に立った財務体質と経営基盤の強化に努め、総合的な株主利益の向上を図ることを利益配分の基本方針としております。

配当につきましては、年２回を基本的な方針としており、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款で定めております。なお、期末配当の基準日は毎年３月31日、中間配当の基準日は毎年９月30日とし、このほか、基準日を定め剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、企業体質の強化及び将来投資のための財源として利用していく予定であります。

また、自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、１株につき30円とさせていただきました。なお、中間配当金として１株につき30円のお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株につき60円となります。

貸 借 対 照 表

（2022年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**7,710,077**	**流動負債**	**5,824,286**
現金及び預金	6,351,189	買掛金	648,212
受取手形	24,961	未払金	167,353
売掛金及び契約資産	657,933	未払費用	299,226
棚卸資産	107,271	未払法人税等	55,679
前渡金	39,047	未払消費税等	48,748
前払費用	417,639	前受金	4,746
その他	118,667	契約負債	4,386,491
貸倒引当金	△6,631	賞与引当金	182,426
固定資産	**5,802,688**	その他	31,401
有形固定資産	**4,740,218**	**固定負債**	**197,486**
建物	840,600	退職給付引当金	79,559
構築物	6,973	役員退職慰労引当金	80,200
機械及び装置	647	その他	37,726
車両運搬具	9,045	**負債合計**	**6,021,772**
工具、器具及び備品	2,137,886	（純資産の部）	
土地	1,710,972	**株主資本**	**7,465,152**
リース資産	10,546	**資本金**	**923,761**
建設仮勘定	23,546	**資本剰余金**	**770,533**
無形固定資産	**214,313**	資本準備金	770,533
ソフトウエア	203,597	**利益剰余金**	**5,770,943**
その他	10,716	利益準備金	38,301
投資その他の資産	**848,156**	その他利益剰余金	5,732,642
投資有価証券	65,249	利益積立金	50,000
長期前払費用	133,247	別途積立金	703,500
破産更生債権等	84,924	繰越利益剰余金	4,979,142
繰延税金資産	182,496	**自己株式**	**△85**
保険積立金	279,997	**評価・換算差額等**	**25,840**
その他	187,164	**その他有価証券評価差額金**	**25,840**
貸倒引当金	△84,924	**純資産合計**	**7,490,993**
資産合計	**13,512,765**	**負債純資産合計**	**13,512,765**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上収益		**9,676,056**
売上原価		**4,342,771**
売上総利益		**5,333,284**
販売費及び一般管理費		**4,608,369**
営業利益		**724,915**
営業外収益		
受取利息	112	
受取配当金	965	
受取家賃	49,933	
保険解約返戻金	2,112	
その他	14,388	67,512
営業外費用		
支払利息	61	
賃貸費用	10,639	
株式公開費用	26,577	
その他	901	38,180
経常利益		**754,246**
特別損失		
固定資産売却損	129	
固定資産除却損	27,167	
減損損失	11,712	39,009
税引前当期純利益		**715,236**
法人税、住民税及び事業税	227,953	
法人税等調整額	95,584	323,538
当期純利益		**391,698**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年４月１日から
2022年３月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					利益積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	153,236	8	8	38,301	50,000	703,500	5,059,576	5,851,378	−	6,004,622
会計方針の変更による累積的影響額							△97,291	△97,291		△97,291
会計方針の変更を反映した当期首残高	153,236	8	8	38,301	50,000	703,500	4,962,285	5,754,086	−	5,907,331
当期変動額										
新株の発行	770,525	770,525	770,525							1,541,050
剰余金の配当							△374,842	△374,842		△374,842
自己株式の取得									△85	△85
当期純利益							391,698	391,698		391,698
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	770,525	770,525	770,525	−	−	−	16,856	16,856	△85	1,557,821
当期末残高	923,761	770,533	770,533	38,301	50,000	703,500	4,979,142	5,770,943	△85	7,465,152

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	27,178	27,178	6,031,800
会計方針の変更による累積的影響額			△97,291
会計方針の変更を反映した当期首残高	27,178	27,178	5,934,509
当期変動額			
新株の発行			1,541,050
剰余金の配当			△374,842
自己株式の取得			△85
当期純利益			391,698
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,337	△1,337	△1,337
当期変動額合計	△1,337	△1,337	1,556,483
当期末残高	25,840	25,840	7,490,993

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②　棚卸資産

・製品、原材料、貯蔵品　　先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

・仕掛品（フィルム制作）　　月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品（デジタルサイネージデータ制作）

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・未成工事支出金　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　３年～50年

構築物　20年

工具、器具及び備品　10年

取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間均等償却によっております。

②　無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。

③　リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権においては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
②　賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
③　退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ・退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から会計処理しております。 過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により費用処理しております。
④　役員退職慰労引当金	役員の退職功労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑷　収益及び費用の計上基準

ナビタ事業では、顧客との契約に基づいてナビタ筐体に掲出する広告を制作することと、ナビタ筐体に広告を掲出することについて単一の履行義務として処理しております。したがって、広告制作、広告掲出ともに、広告の掲出期間の経過に伴って履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足時期に対応して収益を認識しております。なお、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務がある場合には、代理人として純額で収益を認識しております。

アド・プロモーション事業では、ナビタ筐体以外の媒体に掲出する広告を制作することと、ナビタ筐体以外の媒体に広告を掲出することについて単一の履行義務として処理しております。したがって、広告制作、広告掲出ともに、広告の掲出期間の経過に伴って履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足時期に対応して収益を認識しております。広告掲出を伴わない広告サービス請負及び物品販売については顧客への納

品時点で収益を認識しております。なお、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務がある場合には、代理人として純額で収益を認識しております。

サイン事業では、顧客との契約に基づいてサインを製作し設置する履行義務を負っております。当該工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積方法は、工事原価総額見積額に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りが出来ない工事については、原価回収基準を適用しており、また、期間がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識しております。さらに、一部の取引については、従来の基準に比して収益認識期間のずれが生じるため、それぞれの履行義務の充足時期に対応して収益を認識することとしております。また、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を、その他の工事は工事完成基準を適用しておりましたが、当事業年度より履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、工事原価総額見積額に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りが出来ない工事については、原価回収基準を適用しており、また、期間がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上収益は1,794,025千円減少し、売上原価は1,825,780千円減少し、営業利益、経常利益、税引前当期純利益は31,694千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は97,291千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」の一部の負債と「前受収益」は、当事業年度より「契約負債」に表示することといたしました。また、前事業年度の損益計算書において表示していた「売上高」については、より適切な表示の観点から検討した結果、当事業年度から「売上収益」として表示することとしました。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる計算書類への影響はありません。

３．表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

４．会計上の見積りに関する注記

貸倒引当金の見積りについて

⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 91,555千円

貸倒引当金繰入額（販売費及び一般管理費） 9,756千円

⑵ 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度末において、新型コロナウイルスの感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は継続するものの当社の業績に与える影響は限定的であるとの仮定を置いています。こうした仮定のもと、貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能額見込額に対して貸倒引当金を設定しております。

当事業年度末の貸倒引当金は現時点における最善の見積りであるものの、見積りに用いた仮定には不確実性があり、経済環境等の変動により債務者の信用リスクが変化した場合には、翌事業年度の計算書類において認識する貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額の金額に影響を与える可能性があります。

5．貸借対照表に関する注記

⑴　顧客から生じた債権の残高及び契約資産の残高

売掛金	653,797千円
契約資産	4,135千円
合計	657,933千円

⑵　棚卸資産の内訳

製品	9,100千円
仕掛品	15,935千円
原材料及び貯蔵品	73,819千円
未成工事支出金	8,415千円
合計	107,271千円

⑶　担保に供している資産及び担保に係る債務

営業保証として担保に供している資産

定期預金	2,000千円
合計	2,000千円

⑷　有形固定資産の減価償却累計額　4,808,922千円

⑸　当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行５行と当座貸越契約を締結しております。
当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	900,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	900,000千円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,720,245株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 45株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日取締役会	普通株式	233,234	60	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月11日取締役会	普通株式	141,607	30	2021年9月30日	2021年12月1日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月19日取締役会	普通株式	利益剰余金	141,606	30	2022年3月31日	2022年6月27日

７．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにそのリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに左右されます。当該リスクについては当社の与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに左右されますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金、並びに未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが１年以内に決済または納付期限が到来するものであります。これらは流動性リスクに晒されていますが、当社は資金繰り予測を行う等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額7,050千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金及び受取手形、売掛金及び契約資産、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
①　投資有価証券 その他有価証券	58,199	58,199	－

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整）の相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	58,199	－	－	58,199

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

8．賃貸等不動産に関する注記

⑴ 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、名古屋市において、オフィスビルを賃貸しております。

2022年３月期における賃貸等不動産に係る賃貸損益は26,632千円（賃貸収益は受取家賃に、主な賃貸費用は賃貸費用に計上）であります。

⑵ 賃貸等不動産の時価等に関する事項 (単位:千円)

貸借対照表計上額	時価
345,513	487,874

(注) １．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．期末の時価は、土地については、「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）により評価したものであり、一部の建物等の償却性資産については貸借対照表計上額をもって時価とみなしております。

９．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	28,019千円
未払事業税等	11,710千円
賞与引当金	55,829千円
減価償却超過額	14,580千円
減損損失累計額	5,659千円
退職給付引当金	24,348千円
役員退職慰労引当金	24,544千円
投資有価証券評価損	4,769千円
未払費用	32,698千円
会員権等評価損	23,509千円
収益認識による影響額	34,668千円
その他	17,224千円
繰延税金資産小計	277,564千円
評価性引当額	△80,959千円
繰延税金資産合計	196,604千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△11,060千円
その他	△3,048千円
繰延税金負債合計	△14,108千円
繰延税金資産（負債）の純額	182,496千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	ナビタ事業	アド・プロモーション事業	サイン事業	
売上収益				
ステーションナビタ	3,920,383	－	－	3,920,383
シティナビタ	3,658,260	－	－	3,658,260
公共ナビタ	396,061	－	－	396,061
その他	－	607,687	1,093,662	1,701,350
顧客との契約から生じる収益	7,974,705	607,687	1,093,662	9,676,056
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上収益	7,974,705	607,687	1,093,662	9,676,056

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、掲出期間が経過していない広告料であり、貸借対照表上、流動負債に「契約負債」として計上しております。

①契約負債の残高

	当事業年度
契約負債（期首残高）	4,411,149　千円
契約負債（期末残高）	4,386,491　千円

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額は、4,242,480千円であります。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

12.　１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たりの純資産額	1,587円01銭
⑵　１株当たりの当期純利益	83円46銭

13.　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月17日

表示灯株式会社
　取締役会　御中

仰星監査法人
名古屋事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小　出　修　平
指定社員 業務執行社員	公認会計士	淺　井　孝　孔

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、表示灯株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
　注記事項（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を適用している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査役報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規制等100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

　さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

　以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一、事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二、取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

表示灯株式会社　監査役会

常勤監査役　橋本幸夫 ㊞

監査役　田嶋好博 ㊞

監査役　大隈圀彦 ㊞

（注）監査役田嶋好博および監査役大隈圀彦は、会社法第2条第16項および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

⑴発行可能株式総数の変更

　将来の機動的な資本政策のため、現行定款第６条の発行可能株式総数を18,880,980株に変更するものであります。

⑵株主総会資料の電子提供制度に係る変更

　「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①変更案第 19 条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

②変更案第 19 条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第 19 条）は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

⑶代表取締役および役付取締役に係る変更

　経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第 23 条第２項の取締役副会長の員数を1名から若干名に変更するものであります。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式の総数は、１５，５００，０００株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式の総数は、１８，８８０，９８０株とする。
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第19条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削　　除）
（新　　設）	（電子提供措置等） 第19条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現行定款	変更案
（代表取締役および役付取締役）	（代表取締役および役付取締役）
第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
（新　設）	（附則） １．定款第19条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年９月１日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 ２．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 ３．本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役上田正剛氏は、2022年１月5日に逝去されました。つきましては、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>ふりがな
氏名
(生年月日)</th><th>略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>※
徳毛孝裕（とくもたかひろ）
(1966年10月12日生)</td><td>2020年８月　当社入社　執行役員　営業本部　名古屋支社担当
2020年９月　執行役員　生産本部　副本部長
2021年７月　執行役員　名古屋支社長
2022年２月　副社長執行役員　名古屋支社長
2022年４月　副社長執行役員（現任）</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
徳毛孝裕氏は、当社入社以来、生産本部副本部長、名古屋支社長として生産本部及び事業所経営の業務に携わり、業務全般にわたり豊富な知識と経験・実績・見識を積み重ねております。また、前職においてインターネットビジネスに長年携わっており、将来的に当社が目指すウェブビジネス展開に力を発揮できる経験を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>永井東一（ながいとういち）
(1963年8月28日生)</td><td>1986年３月　当社　東京支社入社
2012年４月　管理本部人事部長
2013年４月　執行役員　統轄本部企画広報部長
2014年４月　取締役　社長室長
2019年４月　取締役　管理本部長
2022年４月　取締役副社長　管理本部長
2022年５月　取締役副社長　管理本部長　生産本部長（現任）</td><td>5,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
永井東一氏は管理部門に長く携わっており、管理分野全般の豊富な知識と経験・実績・見識を積み重ねております。取締役に就任後、社長室長、管理本部長を務め、当社における内部管理体制の向上に実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	※ 内藤浩文（ないとうひろふみ） （1963年8月4日生）	1986年4月　警察庁警務局人事課採用 2011年8月　佐賀県警察本部長 2017年9月　長野県警察本部長 2021年9月　警察庁長官官房政策立案総括審議官兼公文書監理官（2022年1月　辞職） 2022年5月　当社入社　顧問（現任）	－
	【選任理由】 内藤浩文氏は、当社入社以前に、警察庁において要職を務められ、社会的な立場で豊富な経験と見識を積み重ねております。当社入社後、顧問に就任し、社会的な経験や知見を適切に経営に反映してきた実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。		
4	吉田大士（よしだもとひと） （1941年5月17日生）	1967年2月　日本交通表示灯株式会社（現当社）設立　代表取締役社長 1999年4月　代表取締役会長 2003年4月　取締役会長（現任）	135,345株
	【選任理由】 吉田大士氏は、当社の創業者であり、長年にわたり当社全体の経営の指揮を執り、経営者としての見識、豊富な経験に基づき、経営全般の監督と代表取締役への適切なアドバイスができることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>ふりがな
氏名
(生年月日)</th><th>略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>くり　もと　はじめ
栗　本　肇
(1942年3月29日生)</td><td>1967年２月　日本交通表示灯株式会社（現当社）設立
代表取締役副社長
1999年４月　代表取締役副会長
2003年４月　取締役副会長（現任）</td><td>132,500株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
栗本肇氏は、当社の創業者であり、長年にわたり当社全体の経営の指揮を執り、経営者としての見識、豊富な経験に基づき、経営全般の監督と代表取締役への適切なアドバイスができることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>くり　もと　つとむ
栗　本　勉
(1945年7月19日生)</td><td>1998年１月　ﾄｰ･ﾅﾋﾞﾀ株式会社　取締役
2002年６月　同社　代表取締役社長
2017年12月　当社との合併により　取締役副社長
2019年４月　取締役副社長　生産本部長
2022年４月　取締役副会長（現任）</td><td>31,660株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
栗本勉氏は、当社グループ会社の取締役を歴任した他、長年に亘りトー・ナビタ株式会社の代表取締役としての経験を有しております。当社と合併後は取締役副社長に就任し、豊富な知識と経験・実績・見識を有していることから、経営全般の監督と代表取締役への適切なアドバイスができることから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>髙岡次郎
（1936年7月7日生）</td><td>1965年４月　公認会計士今井冨夫事務所入所
1968年12月　監査法人丸の内会計事務所設立に伴い移籍
1981年10月　当社　監査役
1986年９月　公認会計士・税理士髙岡次郎事務所開設
1990年４月　株式会社ｱﾀｯｸｽ　代表取締役会長
1999年５月　監査法人ﾄｰﾏﾂ　会長
2000年５月　監査法人ﾄｰﾏﾂ　包括代表社員兼務
2001年５月　監査法人ﾄｰﾏﾂ　相談役代表社員
2002年４月　ｱﾀｯｸｽ税理士法人（旧今井会計合同事務所/髙岡次郎事務所）設立　代表社員
2006年７月　株式会社ｱﾀｯｸｽ　最高顧問（現任）
2018年４月　当社　社外取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社ｱﾀｯｸｽ　最高顧問</td><td>550株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要】
髙岡次郎氏は公認会計士としてのご経験・ご見識は当社にとって大変有益であり、社外取締役として客観的な視点から、当社経営に対し監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待したためであります。
同氏が選任された場合は、役員報酬委員及びコンプライアンス委員として当社の役員報酬等の内容並びに当社のコンプライアンス経営の取組みに対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
8	白木和夫（しろきかずお） (1950年7月5日生)	1973年４月　大日本印刷株式会社入社 1975年４月　株式会社ｼﾛｷ入社 1983年１月　同社　取締役 1986年６月　同社　代表取締役社長 2009年３月　同社　代表取締役会長 2017年１月　株式会社ｼﾛｷﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ 同社　代表取締役社長（現任） 株式会社ｼﾛｷ　取締役会長（現任） ｼﾛｷｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ株式会社　取締役（現任） 2020年５月　当社　社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ｼﾛｷﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ　代表取締役社長 株式会社ｼﾛｷ　取締役会長 ｼﾛｷｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ株式会社　取締役	－
	【社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要】 白木和夫氏は長年にわたり株式会社シロキ及び株式会社シロキホールディングスの代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待したためであります。 同氏が選任された場合は、役員報酬委員及びコンプライアンス委員として当社の役員報酬等の内容並びに当社のコンプライアンス経営の取組みに対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。		

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
9	那須國宏（なすくにひろ） (1944年6月5日生)	1969年４月　弁護士登録（現任） 1975年10月　那須國宏法律事務所（現　那須・岩﨑法律事務所）開設　所長弁護士（現任） 1999年４月　名古屋弁護士会　会長 日本弁護士連合会　副会長 2003年７月　愛知県人事委員会　委員長 2009年４月　当社　顧問弁護士 2018年６月　東海旅客鉄道株式会社　社外監査役（現任） 2018年10月　愛知県公安委員会　委員（現任） 2020年６月　当社　社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 那須・岩﨑法律事務所　所長弁護士 東海旅客鉄道株式会社　社外監査役	―
	【社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要】 那須國宏氏は弁護士としてのご経験・ご見識は当社にとって大変有益であり、社外取締役として客観的な視点から、当社経営に対し監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待したためであります。 同氏が選任された場合は、役員報酬委員及びコンプライアンス委員として当社の役員報酬等の内容並びに当社のコンプライアンス経営の取組みに対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。 同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、同氏は弁護士として企業法務に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．髙岡次郎氏、白木和夫氏及び那須國宏氏は、社外取締役候補者であります。
４．髙岡次郎氏、白木和夫氏及び那須國宏氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ髙岡次郎氏が４年２か月、白木和夫氏が２年１か月、那須國宏氏が２年となります。

5．当社は、髙岡次郎氏、白木和夫氏及び那須國宏氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6．当社は、白木和夫氏及び那須國宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約（Ｄ＆Ｏ保険）を締結しております。当該保険契約では、当社が負う有価証券損害賠償費用、訴訟費用、不祥事が発生した場合の第三者委員会設置費用等に加え、被保険者が会社の役員等の地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとしております。また、各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。当該保険契約は、次回2023年５月の更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、保険料は当社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

【ご参考】第2号議案が承認された場合の取締役会の構成および専門性と経験

取締役候補者の専門性と経験に基づき、当社が各取締役に特に期待する分野は以下のとおりであります。なお、以下の取締役会の構成は本株主総会における取締役選任議案が全て原案どおりご承認いただけた場合を前提に作成しております。

候補者番号	氏名（ふりがな）	社外	企業経営	財務・会計	法務/リスク管理	業界経験	人事・労務	DX	サステナビリティ
1	徳毛（とくも） 孝裕（たかひろ）		○			○	○	○	○
2	永井（ながい） 東一（とういち）		○	○	○	○	○	○	
3	内藤（ないとう） 浩文（ひろふみ）		○		○		○		○
4	吉田（よしだ） 大士（もとひと）		○			○	○		
5	栗本（くりもと） 肇（はじめ）		○			○	○		
6	栗本（くりもと） 勉（つとむ）		○	○			○		○
7	髙岡（たかおか） 次郎（じろう）	○	○	○					
8	白木（しろき） 和夫（かずお）	○	○				○		
9	那須（なす） 國宏（くにひろ）	○			○		○		

注）上記一覧表は、取締役が有する全ての知識・経験・能力等を表すものではありません。

第３号議案　退任取締役に対し退職功労金及び弔慰金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます代表取締役佐々木真郎氏に対し退職功労金を、また、2022年１月５日に逝去されました故代表取締役上田正剛氏に対し退職功労金及び弔慰金を、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で贈呈いたしたいと存じます。

その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規程に沿って、役員報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告17ページに記載のとおりであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
さ さ き しん ろう 佐　々　木　真　郎	2016年５月　代表取締役副社長 2022年１月　代表取締役社長（現任）
うえ だ まさ たけ 上　田　正　剛	2005年４月　取締役　東京支社長 2008年６月　代表取締役社長 2022年１月　代表取締役社長　逝去

以上

株主総会会場ご案内図

会場：愛知県名古屋市中村区名駅三丁目21番７号
名古屋三交ビル２階　Tsudoico（ツドイコ）名駅東
TEL 052－731－7670

交通	ＪＲ・名鉄・近鉄	名古屋駅	徒歩約７分
	地下街ユニモール	14番出口すぐ	
	名古屋市営地下鉄桜通線	国際センター駅	徒歩約１分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK